

○放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例施行規則

平成7年6月26日
規則第39号

放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例施行規則を次のように定める。

放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例施行規則

(放置となる期間)

第1条 放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例(平成7年横須賀市条例第17号。以下「条例」という。)第2条第2号に定める相当の期間とは、10日間とする。ただし、市長が適当でないと認めるときは、別に定める期間とすることができる。

(調査の依頼)

第2条 条例第9条の規定により調査を依頼しようとする者は、調査依頼書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(調査総括票の作成)

第3条 市長は、条例第10条及び第11条第1項の規定により調査を行ったときは、調査総括票(第2号様式)を作成するものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第11条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(第3号様式)とする。

(関係機関との協議)

第5条 市長は、条例第12条の規定により勧告し、又は条例第13条第1項の規定により撤去を命じようとするときは、当該自動車について、関係機関と協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により警察と協議を行うときは、当該自動車が放置されている場所を管轄する警察署長と協議を行うものとする。

(撤去の警告)

第6条 市長は、放置自動車の所有者等が判明したときは、次条に定める撤去の勧告を行う前に警告書(第4号様式)及び電話により当該所有者等に撤去の警告を行うものとする。

(撤去の勧告)

第7条 条例第12条の規定による勧告は、撤去勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(撤去命令)

第8条 条例第13条の規定による撤去命令は、撤去命令書(第6号様式)により行うものとする。

(平8規則61・一部改正)

附 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成8年10月1日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第1号様式(第2条関係)

調 査 依 頼 書

年 月 日			
(あて先)横須賀市長			
			住 所 氏 名 電 話
①			
調査依頼場所			
放置場所の 土地所有者等	住 所		
	氏 名		電 話
自動車の状況			
備 考			
(事務処理欄)			

[第2号様式\(第3条関係\)](#)

第2号様式(第3条関係)

調査総括票		整理番号			
通報年月日	年 月 日		発見年月日	年 月 日	
発見者 (通報者)	区分	1 市職員 2 市民 3 その他			
	住所				
	氏名			電話	
放置場所					
放置場所の 土地所有者 等	住所				
	氏名				
	電話				
自動車 の種類等	メーカー			エンジン 番号	
	車名			登録番号	
	型式			車台番号	
	色			車検期限	
	その他の 特徴				
備考					

[第3号様式\(第4条関係\)](#)

第3号様式(第4条関係)

身 分 証 明 書	
No _____	写 真
氏 名 _____	
_____ 年 月 日 生	
放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第11条第2項の規定による証明書	
年 月 日	
横須賀市長	
印	

備考 写真は、縦2センチメートル、横1.7センチメートルとする。

(55×90)

[第4号様式\(第6条関係\)](#)

第4号様式(第6条関係)

警 告 書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

横須賀市長



あなたが、 に自動車()を放置しているため、市民生活に多大な支障が生じ、周辺の市民、土地の所有者等から苦情が寄せられておりますので、
年 月 日までに撤去するよう警告します。

なお、撤去しないでこのまま放置した場合は、刑事訴訟法の規定により告発を行うものとし、20万円以下の罰金に処せられることその他関係法令により罰則等の規定の適用を受けることがあります。

[第5号様式\(第7条関係\)](#)

第5号様式(第7条関係)

撤 去 勸 告 書

第 号 年 月 日	
住 所	
氏 名 様	
横須賀市長 印	
放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第12条の規定に基づき、 年 月 日までに次の放置自動車を撤去するよう勸告します。 なお、期日までに撤去されないときは、刑事訴訟法の規定により告発を行うもの とし、その場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。	
放 置 場 所	
車 種	
色	
登 録 番 号	
そ の 他	

[第6号様式\(第8条関係\)](#)

(平8規則61・一部改正)

第6号様式(第8条関係)

撤 去 命 令 書

第 号 年 月 日	
住 所	
氏 名 様	
横須賀市長 印	
<p>放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例第13条の規定に基づき、 年 月 日までに次の放置自動車を撤去するよう命ずる。</p> <p>なお、期日までに撤去されないときは、刑事訴訟法の規定により告発を行うもの とし、その場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。</p>	
放 置 場 所	
車 種	
色	
登 録 番 号	
処 分 の 理 由	
そ の 他	